

## 資金運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人OVA（以下「当法人」という。）定款第39条に基づき、当法人の資産管理の方法および資金運用の指針、手続等について定め、資金の安全確実かつ効率的な運用に資することを目的とする。

### (基本原則)

第2条 当法人の資金運用については、以下の基本原則に則り、これを行う。

(1) 資産構成

運用する資産の構成は、流動性、健全性が確保され、総体的に収益性に優れたものとなるように努める。

(2) 法令遵守

業務遂行にあたり、関係法令、定款および経理規程等を遵守し、適切な運営を行う。

(3) リスク対応

運用する資産について、個別に、また総体としてのリスク把握に努め、その適切な対応を図る。

### (資金運用責任者)

第3条 当法人資金の運用にあたっては、理事会の議決を経て、代表理事が資金運用責任者を任命する。

2 資金運用責任者は、当法人の資金運用に係る計画、売買の決定、報告を業務とする。

3 資金運用における金融資産の売買については資金運用責任者が行い、売買に係る出納については、会計部門が行う。

### (運用手続)

第4条 資金運用責任者は、本規程および総会で承認された事業計画・予算の範囲において、理事会の定める方法により運用を図るものとする。

2 日常的な管理として理事会が定めるものについては、代表理事と協議の上決定し、これを理事会に報告する。

3 特定の目的のために長期保有する資産（外貨、貴金属等を含む）については、経理規程第25条に基づき、理事会の決議を経て特定資産として計上し、分別管理を行うものとする。

### (運用指針)

第5条 資金の運用に当たっては、次に掲げる運用の3原則に十分留意し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用機関等を勘案し、分散運用を図る。

(1) 流動性

(2) 健全性

(3) 収益性

### (運用計画、検証)

第6条 資金運用責任者は、代表理事の同意のもと、当該年度の基本的な運用計画を当該年度開始前に作成し、理事会の承認を得るものとする。なお、運用計画は総会で決議された予算と整合するものでなければならない。

2 作成した運用計画に則り、毎月定期的に月次の運用状況を資金運用責任者が検証し、その結果を代表理事に報告する。

3 代表理事は前項の規定による報告等を踏まえ、少なくとも年1回は運用状況を理事会に報告する。

### (運用対象)

第7条 運用対象とする有価証券等は、原則的に元本回収の確実性を鑑みつつ、インフレ

リスクへの対応等を考慮し、以下のとおりとする。

- ア 預貯金（外貨預金を含む）
- イ 金融債
- ウ 金銭信託
- エ 公社債投資信託
- オ 国債
- カ 政府保証債
- キ 公庫・公団債
- ク 地方債
- ケ 日本の格付機関のうち1社以上が、長期債務についてBBB格以上と格付している事業債又は転換社債
- コ 日本の格付機関のうち1社以上、かつ、外国の格付機関のうち1社以上が長期債務についてA格以上、およびカントリーリスクのランキング50位以内と格付している円建外債（償還も円建であること）
- サ 株式
- シ 株式を含んだ投資信託
- ス 金地金（純金積立を含む）
  - 2 前項の規定にかかわらず、理事会が特に認めた場合は、前項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

（保有限度およびアセットアロケーション）

- 第8条 運用対象資産中、有価証券および商品（金地金等）の保有限度は、実勢価額下落に伴う損失拡大を防止するため、純資産に基づく最大リスク量を勘案した額を、対象資産毎に理事会の議決を経て事前に定める。
- 2 前項のうち、元本保証のない資産（外貨建資産、株式、金地金等）への投資額の合計は、当法人の運用可能資金の30%以内とする。

（損失限度）

- 第9条 損失限度については、当期利益等を勘案した経営体力に基づき、理事会の議決を経て事前にこれを定める。
- 2 これに抵触した場合には、資金運用責任者は理事会に報告し、理事会において対応を決定する。
  - 3 ただし、やむを得ない理由により、理事会において対応を決定できない場合は、第10条の規定により対応する。

（緊急時対応）

- 第10条 地震、洪水等自然災害、テロ、システムダウン、為替相場や商品相場の急激な変動等により、運用資産の価額に大きな影響を与える事態が発生した場合には、資金運用責任者は直ちに代表理事と対応を協議する。
- 2 代表理事との連絡が不能の場合には、資金運用責任者が担当役員等関係部署、関係者等と協議し、リスクの軽減を図る。
  - 3 前2項の規定により対応を行った場合は、遅滞なくその結果を理事会に報告すること。

（不祥事対応）

- 第11条 不祥事が発生した場合には、資金運用責任者は直ちに理事会に報告する。

（改廃）

- 第12条 この規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。
- 2 前項にかかわらず、運用実務に関する細則の制定および改廃については、理事会の議決によることができる。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。（令和7年12月23日総会決議）